

## 「JDL IBEX netサービス」利用規約

株式会社日本デジタル研究所(以下、「弊社」といいます)は、「JDL IBEX netサービス利用規約」(以下、「本規約」といいます)に従って、「JDL IBEX netサービス」(以下、「本サービス」といいます)を提供します。お客様は、本規約を遵守することを条件に、本サービスを利用することができます。

### 第1条 (本サービス)

1. 本サービスは、弊社の提供するソフトウェア製品を所定期間、定額料金で利用できるサービスです。
2. 本サービスは、ソフトウェア製品をお客様のコンピュータにダウンロードして利用します。
3. 本サービスは、最新のソフトウェア製品が提供されます。
4. 本サービスで入力したデータは、お客様のコンピュータで管理されます。
5. 本サービスの利用は、日本国内に限定します。
6. 本サービスは、2種類の運用形態で利用できます。なお、運用形態により、諸手続きが異なる場合があります。
  - ① オンライン運用(インターネットに接続されたコンピュータで利用します)。
  - ② オフライン運用(インターネットに接続されていないコンピュータで利用します)。

### 第2条 (動作環境)

1. 本サービスは、弊社の定める動作環境に基づき利用するものとします。
2. 本サービスは、オフライン運用等常時インターネットに接続しなくても利用できますが、接続が警告された場合は速やかにインターネットに接続するものとします(接続のない状態が継続すると本サービスが利用できなくなります)。

### 第3条 (利用手続)

1. 本サービスの利用手続は、ソフトウェア製品毎に行います。
2. 本サービスは、本規約で別の定めをした場合を除き、次の手続を経て利用することができます。
  - ① ユーザー登録。
  - ② 利用期間の申請。
  - ③ 本規約とソフトウェア製品の使用許諾条項の承認。
  - ④ 利用申込。
  - ⑤ ユーザーIDの発行。
  - ⑥ ソフトウェア製品をダウンロード、インストール。
  - ⑦ 仮ライセンスにより本サービスを利用開始。
  - ⑧ 振込期限までの振込。
  - ⑨ 正式ライセンス取得。
3. 利用期間満了後も継続して本サービスの利用を希望するお客様は、利用期間満了後にご案内する前項の⑧及び⑨の手続を繰り返すことにより、本サービスを継続して利用することができます。
4. 本規約で別の定めのある場合を除き、次の各号に定める場合、本サービスのソフトウェア製品とお客様が入力したデータは使用できなくなります。また、お客様の入力したデータは、お客様が新たに第2項各号の手続を経て本サービスの正式ライセンスを取得しても、再度利用することはできないものとします。
  - ① 利用期間満了後本サービスの利用を終了した場合。
  - ② お客様が利用料金を振り込まずに本サービスの利用を終了した場合。
  - ③ お客様が利用料金の振込前に、弊社の案内に従って本サービスを「利用しない」と申し出た場合。

#### 第4条 (ソフトウェア製品の使用条件)

1. お客様は、弊社の発行するネットライセンスによりソフトウェア製品を使用できるものとします。
2. ソフトウェア製品は、お客様の特定の1台のコンピュータにインストールして使用するものとします。
3. 特定の1つのソフトウェア製品は、特定の1つの事業者の処理に使用するものとします。
4. 複数の事業者を同一名称のソフトウェア製品で処理するためには、処理する事業者数と同数のコンピュータを必要とします。
5. 弊社は、1台のコンピュータに併用できるソフトウェア製品を別途定めご案内します。
6. お客様が、ソフトウェア製品を使用するコンピュータやオペレーティングシステムを変更する場合またはオペレーティングシステムのクリーンインストールをする場合には、ネットライセンスの切替申請を行い、ソフトウェア製品の使用を続けることができます。
7. 本サービスは、弊社製コンピュータを利用する第三者の情報を広告として、常時、JDL user's counter(以下、「ユーザズカウンタ」といいます)内に掲載して閲覧できる状態をお客様に提供し、随時、電子メールやソフトウェア製品の中で広告に誘導するご案内をお客様に通知します。弊社は、あらかじめ、これらの広告の受領をお客様が承諾することを条件に、ソフトウェア製品の使用と使用継続をお客様に許諾します。但し、当該広告に起因してお客様と掲載された広告元の第三者との間に生じる関係について、弊社は、いかなる種類の保証もいたしません。また、お客様と掲載された広告元の第三者との間に生じる、いかなる補償、弁済または損害賠償についても弊社は責任を負いません。

#### 第5条 (ネットライセンス・利用期間)

1. ネットライセンスは、仮ライセンスと正式ライセンスの2種類とします。
  - ① 仮ライセンスは、利用料金の振り込み前のお客様に対し、正式ライセンス取得の準備として利用開始日から3ヶ月間、過渡的にソフトウェア製品の使用を許諾するものです。仮ライセンスは3ヶ月の経過により終了し、ソフトウェア製品は自動的に使用できなくなります。
  - ② 正式ライセンスは、利用料金を振り込まれたお客様に対し、利用期間内のソフトウェア製品の使用をお客様に許諾するものです。
  - ③ 本サービスでは、当該利用期間に対する正式ライセンスに、「継続する次の利用期間に対する仮ライセンス」を含めて発行しています。お客様は「次の利用期間に対する仮ライセンス」に基づき、当該利用期間満了日の翌日から3ヶ月間ソフトウェア製品を使用することができます。
2. 利用期間は、本体となるソフトウェア製品については6ヶ月と12ヶ月の2種類とし、オプションサービスについては12ヶ月の1種類とします。
3. 本体となるソフトウェア製品の利用期間は、本規約で別の定めをした場合を除き、2種類の中からお客様の選択した期間とし、お客様の振込確認後、正式ライセンスを発行してお客様に通知されます。
4. 利用期間の開始日は、初回については第8条に定める利用開始日に遡及するものとします。
5. 本サービスを継続して利用する場合の2回目以降の利用期間の開始日は、利用料金が振込まれている限り、利用期間満了日の翌日とします。

#### 第6条 (入力データ)

1. 本サービスで入力したデータの使用及びバックアップデータの復元は、入力時またはバックアップ時に存在した本体となるソフトウェア製品が引き続き利用されている期間内に限り、使用し復元することができます。なお、CSV入出力機能または Excel 帳表出力機能を利用したデータは除きます。
2. お客様は入力データを適宜バックアップする等、自己の責任でデータの保全を行うものとし、また、本サービスの利用を終了する場合も入力データを紙媒体等の帳表に出力するなどして自己の責任で保全に努めるものとします。

#### 第7条 (ユーザーID)

1. 「ユーザーID」は、本規約で別の定めをした場合を除き、「ユーザー登録」毎に発行され、お客様に通知されます。
2. お客様は、発行されたユーザーIDを第三者に開示、貸与及び譲渡しないものとします。
3. お客様は、発行されたユーザーIDの管理及び使用について一切の責任を負うものとします。

#### 第8条 (利用開始日)

1. ソフトウェア製品毎の利用開始日は、お客様が当該ソフトウェアを初回起動してユーザーIDとメールアドレスを登録した日とし、同時に、お客様はこの日に仮ライセンスを取得したものとします。
2. 利用開始日は、初日が1日に満たない場合も1日として扱います。

#### 第9条 (利用料金・振込等)

1. 利用料金は、ソフトウェア製品毎の利用期間に応じた料金とし、弊社が別途定め、お客様にご案内します。
2. 利用料金は、第8条第1項に定める利用開始日から振り込みまでの期間に使用した料金を含みます。
3. 本サービスの振込期限は、本サービスの利用開始日から暦に従い2ヶ月後の10日前とします。
4. お客様は、ネットライセンス毎にご案内する振込期限までに、ご案内した利用料金を弊社に振り込むものとします。
5. お客様は、本規約で別の定めをした場合を除き、ネットライセンス毎の利用料金を合算して振り込むことはできません。
6. 弊社指定口座への振込手数料は、お客様の負担とします。
7. 弊社からの領収書の発行はいたしません。振込時の「振込依頼書」等をもって、領収書に代えさせていただきます。
8. 利用料金の振込方法は、お客様と弊社との間で既にお取引が開始されている場合であっても、それらの支払方法及び支払期日によらず、本規約に従って振り込むものとします。
9. お客様が振込手数料を差し引くなど、弊社のご案内した利用料金より少ない金額が振り込まれた場合、その不足する金額は、次回の利用料金に加算します。
10. 弊社のご案内した利用料金より少ない金額が振り込まれ、その不足額が本サービスの3ヶ月分にあたる利用料金(オプションサービスを利用する場合も、本体となるソフトウェア製品に関する利用料金を基に本サービスの3ヶ月分にあたる利用料金を計算します)に達した場合、弊社の判断により、弊社は本サービスの利用期間を縮減し、本サービスの提供を停止し又は本サービスの提供を終了することができます。
11. 弊社のご案内した利用料金より多く振り込まれた場合は、その超過する金額は次回の利用料金に充当し、利用料金の返金はしないものとします。
12. 本サービスを利用するために必要な通信機器等の設備費用及び本サービスの利用に伴って生じる電話料金等は、お客様が負担します。

#### 第10条 (データ再利用のための特例)

1. 前条第4項の弊社のご案内する振込期限までに振り込むことが出来なかったお客様は、弊社の案内に従って手続を行い、仮ライセンスのライセンス期間満了日(利用期間の開始日から3ヶ月)までに利用料金を振り込むことによって、お客様の申請した利用期間の正式ライセンスを取得してデータを再利用することができます。
2. 6ヶ月の利用期間を申請したお客様が、仮ライセンスのライセンス期間満了日(利用期間の開始日から3ヶ月)までに振り込みができず、かつ、利用期間の開始日から6ヶ月を経過してない場合には、弊社の案内に従って手続を行い、6ヶ月の利用料金を振り込むことによって、6ヶ月の正式ライセンスを取得して入力したデータを再利用することができます。

す。但し、この場合ソフトウェア製品を利用出来る期間は、「6ヶ月の利用期間」から「利用期間の開始日から入金確認日までの期間」を除いた「残りの期間」とします。

3. 6ヶ月の利用期間を申請したお客様が、弊社のご案内する振込期限や第1項に定める仮ライセンス期限、更には、第2項に定める特例期限まで、利用料金を振り込めない場合であっても、利用期間の開始日から12ヶ月を経過していない場合には、弊社の案内に従って手続を行い、12ヶ月の利用料金を振り込むことによって、入力したデータを再利用することができます。但し、この場合ソフトウェア製品を利用できる期間は、「12ヶ月の利用期間」から「利用期間の開始日から入金確認日までの期間」を除いた「残りの期間」とします。
4. 12ヶ月の利用期間を申請したお客様が、仮ライセンスのライセンス期間満了日（利用期間の開始日から3ヶ月）までに振り込みができず、かつ、利用期間の開始日から12ヶ月を経過していない場合には、弊社の案内に従って手続を行い、12ヶ月の利用料金を振り込むことによって、12ヶ月の正式ライセンスを取得して入力したデータを再利用することができます。但し、この場合ソフトウェア製品を利用できる期間は、「12ヶ月の利用期間」から「利用期間の開始日から入金確認日までの期間」を除いた「残りの期間」とします。
5. 前各項の案内に従った振込手続の中にオプションサービスの利用料金の振込手続が含まれている場合には、オプションサービスの正式ライセンスに基づき入金確認日以降、オプションサービスを使用することができます。

#### 第11条（オプションサービス）

1. オプションサービスとは、特定のソフトウェア製品に機能を付加するオプションソフトウェア製品を利用できるサービスです。オプションサービスは、次の条件に従い利用することができます。
  - ① オプションサービスは、本体となるソフトウェア製品と同時に利用するものとし、本体となるソフトウェア製品の利用が終了した場合は、同時点からオプションサービスも自動的に利用を終了します。
  - ② オプションサービスのユーザーIDは本体となるソフトウェア製品のユーザーIDと同一番号とします。
  - ③ オプションサービスの利用料金は、本規約で別の定めをした場合を除き、ユーザーIDを同一とする本体となるソフトウェア製品の利用料金と合算して振り込むものとします。
  - ④ オプションサービスの利用手続は、本規約で別の定めをした場合を除き、第3条の各手続を経て利用することができます。但し、第3条第2項①のユーザー登録と②利用期間の申請手続はありません。また、オプションサービスに関する「期限までの振込」「正式ライセンス取得」の各手続は、オプションサービスの利用開始日以降最初に到来する本体となるソフトウェア製品の同一の手続の中で同時に行うものとします。
  - ⑤ オプションサービスの利用手続は、本体となるソフトウェア製品の利用開始日以降から申込手続を開始できます。
  - ⑥ オプションサービスの利用料金の振込時期は、次の通りとします。
    - i. 「本体となるソフトウェア製品の利用開始日」と「オプションサービスの利用開始日」が同一日の場合は、オプションサービスの初回の利用料金は、「本体となるソフトウェア製品の初回の手続」の中で振り込み、その後の利用料金は、「オプションサービスの利用期間」と開始日を同一とする「本体となるソフトウェア製品の利用期間」に関する手続の中で振り込むものとします。
    - ii. 本体となるソフトウェア製品の利用開始日の翌日以降にオプションサービスの利用を開始する場合は、オプションサービスの初回の利用料金の振込は、オプションサービスの利用開始日を含む「本体となるソフトウェア製品の利用期間」の次の利用期間に関する手続の中で振り込むものとし、その後の利用料金は、「オプションサービスの利用期間の開始日」を含む「本体となるソフトウェア製品の利用期間」の次の利用期間に関する手続の中で振り込むものとします。
  - ⑦ お客様が本体となるソフトウェア製品の利用を終了したことによってオプションサービスの利用期間に利用できない期間が生じた場合であっても、弊社は既に振り込まれた利用料金の返還はしないものとし、また、お客様は直ちに振込未了の利用料金を弊社に振り込むものとします。

## 第12条（ユーザーズカウンタ）

1. 本サービスは、「サービスご案内ホームページ」とは別に「ユーザー登録」したお客様にユーザーズカウンタを提供します。
2. 「ユーザーズカウンタ」では、操作マニュアル、Webセミナー、Q & A等の利用や利用履歴の確認、ユーザー登録内容の変更等ができます。
3. 「ユーザーズカウンタ」では、お客様の利用履歴等のプライバシー情報が提供されます。アクセスにセキュリティが必要な場合は、お客様は、あらかじめ弊社の提供するパスワード等の措置を講じて利用するものとします。
4. 本サービスのサポートサービスは、「ユーザーズカウンタ」で提供されます。電話やメール等による個別のサポートサービスは、ありません。

## 第13条（本規約、仕様、利用料金等の変更）

1. 弊社が本サービスの利用に関してお客様にお知らせする通知及びWeb画面上のご案内（以下「通知等」といいます。）は、本規約の一部を構成します。通知等の内容が本規約に抵触する場合は、通知等が本規約に優先します。
2. 弊社はお客様の承諾なしに将来予告なく本規約の内容、本サービスの仕様、利用料金等を変更することができるものとします。また、お客様はこれらの変更を予め承諾し、且つ弊社の責任を問わないものとします。
3. 弊社は、前項の変更が生じた場合、通知等により適宜、お客様に告知するものとし、変更内容は、本規約で別の定めをした場合を除き、弊社の Web 画面上にご案内を表示した時点より効力が生ずるものとします。
4. お客様が、変更の効力が生じた後に本サービスを利用した場合は、変更後の内容に同意したものとみなされます。

## 第14条（規約違反による停止または終了）

本サービスは、第9条第10項のほか、お客様が本規約の定め違反したと弊社が判断したとき、または、お客様が本サービスを不正に利用したと弊社が判断したときには、直ちに本サービスの提供を停止または終了します。

## 第15条（解約）

お客様は、弊社が別途定める手続きで、本サービスを解約することができます。但し、利用料金の返却はありません。

## 第16条（本サービスの終了）

弊社は、弊社の判断により、いつでも予告なく本サービスの全部または一部の提供を終了できます。この場合、弊社とお客様との契約は、その範囲で自動的に終了するものとします。お客様は予めこれを承諾し、且つこれに対して弊社の責任を問わないものとします。

## 第17条（免責等）

1. 弊社は、本サービスの提供に関して、品質・性能の保証及び特定目的適合性の保証、非侵害等に関し、明示的にも黙示的にも一切保証しません。
2. 弊社がソフトウェア製品について、最新バージョンの案内を通知したにもかかわらず、お客様が使用しないことによって生じた損害やソフトウェア製品の瑕疵等によって生じた損害など、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生の可能性につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含む）、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切の責任を負いません。
3. 弊社は、本サービスに起因してお客様に生じた、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生の可能性につき弊

社が予見し、または予見し得た場合を含む)、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切の責任を負いません。

#### 第18条 (本サービスの中断)

弊社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、お客様に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することがあり、各号に起因する損害について、一切の責任を負いません。

- ① 本サービス用通信回線に接続された、弊社の電気通信設備等の保守を定期的にはまたは緊急に行う場合。
- ② 天災、事変その他の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合。
- ③ その他弊社が運営上または技術上の理由により、本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合。

#### 第19条 (終了時の措置)

お客様は、ネットライセンスによるソフトウェア製品の使用が終了した時または本サービスの利用を終了した時、取得したソフトウェア製品の全てを速やかに消去し廃棄するものとします。

#### 第20条 (個人情報の取り扱い)

弊社は、お客様から収集した個人情報(以下、単に「個人情報」といいます。)を、次の各号の利用目的の範囲内で取り扱います。

- ① 個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等弊社の営む事業に関する製品、商品、サービス等のお客様への提供の他、これらに付帯関連するサービスの提供等弊社の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用されます。
- ② 個人情報は、航空運送事業を営む弊社の連結対象会社に関するサービスを弊社からお客様に提供するために収集し利用されます。
- ③ 弊社は、個人情報をDM等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等弊社業務の一部を外部の業者に委託することがあります。
- ④ 個人情報は、お客様の事前の同意がある場合に限り、お客様が事前に同意された第三者へ、第三者提供されません。

#### 第21条 (合意管轄)

本サービスに関連、付随して生じた一切の訴訟については、東京地方裁判所(簡易裁判所)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

本規約は、平成22年 4月 1日から実施します。

改定実施 :平成22年 4月30日

平成22年 5月26日

平成22年 6月30日

平成22年 8月 2日

平成22年 8月 4日

平成22年10月13日

平成22年10月19日

平成22年12月17日

平成22年12月20日

平成23年 3月23日

- 経過措置 1. (平成22年10月19日付改定に伴う JDL IBEX 出納帳 net、JDL IBEX 給与 net に関する経過措置)  
JDL IBEX 出納帳 net、JDL IBEX 給与 net に関する利用手続きが既に開始されていて、本規約の改定日の前までに、3ヶ月の利用期間が選択されている場合は、次のとおりとします。
- ① 当該利用手続きに限り、選択された3ヶ月はそのまま改定日後も有効な利用期間と扱います。
  - ② 当該3ヶ月の利用期間満了後の次の利用期間は、6ヶ月かまたは12ヶ月のいずれかの利用期間から選択することになります。
  - ③ また、当該3ヶ月の利用期間満了後の次の利用期間に関する手続きに限り、手続き期限を改定前と同様とし、利用期間満了日の翌日から起算して1ヶ月後から利用期間等の申請手続きを開始し、かつ、利用期間満了日の翌日から2ヶ月後の10日前を利用料金の振込期限とします。
- 経過措置 2. (平成22年12月17日付改定に伴う JDL IBEX 出納帳 net、JDL IBEX 給与 net のオプションサービスに関する経過措置)  
JDL IBEX 出納帳 net、JDL IBEX 給与 net のオプションサービスに関する利用手続きが既に開始されていて、本規約の改定日の前までに、仮ライセンスによる本サービスの利用が開始されている場合は、次のとおりとします。
- ① オプションサービスの初回の利用期間は、オプションサービスの利用開始日を含む「JDL IBEX 出納帳 net または JDL IBEX 給与 net の利用期間」の次の利用期間とします。
  - ② 当該3ヶ月または6ヶ月の利用期間満了後の次の利用期間は、12ヶ月のみとなります。
- 経過措置 3. (平成22年12月20日付改定に伴う JDL IBEX 出納帳 net、JDL IBEX 給与 net に関する経過措置)  
JDL IBEX 出納帳 net、JDL IBEX 給与 net に関して、同年11月10日以降に利用手続きを行い、同年12月19日までにお振込みを完了したお客様で、かつ JDL user 's counter の入金履歴も同年12月19日までの日付が表示されているお客様については、継続した次の利用期間に限り、その手続きを次の通りとします。
- ① 利用期間等の申請は、利用開始日から1ヶ月以内に行います。
  - ② 振込期限は、利用開始日から1ヶ月以内に行います。
- 経過措置 4. (平成23年3月23日付改定に伴う JDL IBEX 会計 net に関する経過措置)  
JDL user 's counter の入金履歴の日付が平成23年3月22日までの日付となっている JDL IBEX 会計 net のお客様の振込期限は、継続した次の利用期間に限り、利用開始日から1ヶ月以内とします。

## JDL IBEX net サービスで提供するソフトウェア製品に関する使用許諾契約書

インストールを行う前に、ソフトウェア製品の使用条件を定めた下記契約条項(以下「本契約」といいます)を最後までお読みいただき内容を十分にご確認ください。

お客様が画面上の「○ ソフトウェア使用許諾契約書のすべての条項に同意します」のラジオボタンをクリックされた場合は、下記契約条項に拘束されることに同意され、本契約が成立したものとさせていただきます。下記契約条項に同意いただかず、「○ ソフトウェア使用許諾契約書の条項に同意しません」のラジオボタンを選択された場合は、お客様はソフトウェア製品をインストールし、使用することはできません。

### 第1条 (本契約及びソフトウェア製品)

1. 本契約は、お客様が JDL IBEX net サービス(以下「本サービス」といいます)で利用する全てのソフトウェア製品に対して共通して適用される使用許諾契約書です。
2. ソフトウェア製品には、ソフトウェア及び電子文書並びにそれら全ての複製物が含まれます。

### 第2条 (使用権の許諾)

弊社は、お客様が本サービスの利用規約及び本契約を遵守することを条件に、ソフトウェア製品に関する日本国内における譲渡不能、且つ、非独占的使用権を弊社の定める期間、お客さまに許諾します。

### 第3条 (著作権等)

ソフトウェア製品に関する著作権及び特許権等の一切の権利は、弊社または弊社が許諾を受けた第三者に帰属します。

### 第4条 (禁止事項)

1. お客様は、ソフトウェア製品を頒布、譲渡及び貸与等の方法を以て、第三者に使用させることはできません。
2. お客様は、ソフトウェア製品を改造、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルしないものとします。
3. お客様は、ソフトウェア製品の改変、改修その他の翻案をしないものとします。
4. お客様は弊社の文書による許諾なしに、ソフトウェア製品のモニタ画面の表示やプリンタからの印刷物を出版等に使用することはできません。

### 第5条 (本契約の終了)

お客様が本サービスの利用規約または本契約のいずれかの条項に違反したとき、弊社は、お客様に書面による催告をせずに直ちに本契約を解除し、本契約を終了させることができます。